

令和3年2月26日開会

⑥

令和3年第1回茨城県議会定例会議案

(第 3 綴)

茨 城 県

令和3年第1回茨城県議会定例会議案（第3綴）目次

	頁
第49号議案	令和2年度茨城県一般会計補正予算（第12号）…………… 1
第50号議案	令和2年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）…………… 25
第51号議案	令和2年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）…………… 27
第52号議案	令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）…………… 29
第53号議案	令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第2号）…………… 31
第54号議案	令和2年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）…………… 34
第55号議案	令和2年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）…………… 36
第56号議案	令和2年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）…………… 38
第57号議案	令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）…………… 40
第58号議案	令和2年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）…………… 42
第59号議案	令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）…………… 44
第60号議案	令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）…………… 46
第61号議案	令和2年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）…………… 48
第62号議案	令和2年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）…………… 51
第63号議案	令和2年度茨城県病院事業会計補正予算（第3号）…………… 54
第64号議案	令和2年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）…………… 56
第65号議案	令和2年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）…………… 58
第66号議案	令和2年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）…………… 60
第67号議案	令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）…………… 62
第68号議案	令和2年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）…………… 63
第69号議案	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例…………… 65
第70号議案	茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例…………… 66
第71号議案	茨城県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例…………… 67
第72号議案	茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例…………… 68
第73号議案	県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（笠間地区）事業用地）…………… 69
第74号議案	県有財産の売却処分について（阿見吉原地区業務施設用地）…………… 70
第75号議案	県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区戸建住宅用地）…………… 71
第76号議案	県が行う建設事業に対する市の負担額について…………… 72
第77号議案	国及び県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について…………… 73
第78号議案	県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について…………… 75
第79号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道 の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について…………… 77
第80号議案	権利の放棄について（県立医療大学付属病院の使用料）…………… 78
第81号議案	権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）…………… 79
第82号議案	権利の放棄について（中小企業設備近代化資金貸付金等）…………… 80
第83号議案	権利の放棄について（農業改良資金貸付金違約金）…………… 83
第84号議案	権利の放棄について（林業・木材産業改善資金貸付金等）…………… 84

第85号議案	権利の放棄について（県営住宅の使用料等）	85
第86号議案	権利の放棄について（県立中央病院の診療料等）	88
報告第2号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	89

予 算

第49号議案

令和2年度 茨城県一般会計補正予算（第12号）

令和2年度茨城県一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,515,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,410,489,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		386,700,713 ^{千円}	△ 8,922,893 ^{千円}	377,777,820 ^{千円}
	1 県 民 税	121,578,770	1,599,436	123,178,206
	2 事 業 税	86,839,528	△ 2,570,629	84,268,899
	3 地 方 消 費 税	79,219,273	△ 5,293,660	73,925,613
	4 不 動 産 取 得 税	6,093,391	△ 145,882	5,947,509
	5 県 た ば こ 税	3,227,850	109,108	3,336,958
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,446,959	△ 320,047	2,126,912
	7 軽 油 引 取 税	32,988,972	△ 1,157,170	31,831,802
	8 自 動 車 税	52,987,598	△ 1,098,858	51,888,740
	9 鉱 区 税	4,300	△ 55	4,245
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,273,569	△ 43,113	1,230,456
	11 狩 猟 税	40,023	△ 1,853	38,170
	12 旧 法 に よ る 税	480	△ 170	310
2 地 方 消 費 税 金 清 算		124,465,364	△ 969,621	123,495,743
	1 地 方 消 費 税 金 清 算	124,465,364	△ 969,621	123,495,743
3 地 方 譲 与 税		51,566,000	△ 6,234,432	45,331,568
	1 特 別 法 人 事 業 税 譲 与	47,194,000	△ 5,656,272	41,537,728
	2 地 方 揮 発 油 税 譲 与	3,873,000	△ 561,216	3,311,784
	3 石 油 ガ ス 税 譲 与	146,000	△ 33,119	112,881
	4 自 動 車 重 量 税 譲 与	235,000	44,303	279,303
	5 森 林 環 境 税 譲 与	117,000	△ 27,364	89,636
	6 航 空 機 燃 料 税 譲 与	1,000	△ 764	236

4 地方特例交付金		1,938,000	324,775	2,262,775
	1 地方特例交付金	1,938,000	324,775	2,262,775
5 地方交付税		189,802,000	627,817	190,429,817
	1 地方交付税	189,802,000	627,817	190,429,817
6 交通安全対策特別交付金		754,000	16,436	770,436
	1 交通安全対策特別交付金	754,000	16,436	770,436
7 分担金及び負担金		8,738,563	495,562	9,234,125
	1 分担金	627,074	107,816	734,890
	2 負担金	8,111,489	387,746	8,499,235
8 使用料及び手数料		17,812,908	△ 813,489	16,999,419
	1 使用料	12,272,600	△ 452,480	11,820,120
	2 手数料	793,120	△ 270,722	522,398
	3 証紙収入	4,747,188	△ 90,287	4,656,901
9 国庫支出金		289,087,536	21,725,755	310,813,291
	1 国庫負担金	53,046,772	86,059	53,132,831
	2 国庫補助金	233,125,129	22,129,061	255,254,190
	3 委託金	2,915,635	△ 489,365	2,426,270
10 財産収入		1,689,868	111,638	1,801,506
	1 財産運用収入	902,048	△ 12,994	889,054
	2 財産売却収入	787,820	124,632	912,452
11 寄附金		67,132	473,114	540,246
	1 寄附金	67,132	473,114	540,246
12 繰入金		39,521,332	△ 22,362,915	17,158,417
	1 特別会計繰入金	7,108,259	△ 693,775	6,414,484
	2 基金繰入金	32,413,073	△ 21,669,140	10,743,933

13 繰越金		5,000,000	1,773,472	6,773,472
	1 繰越金	5,000,000	1,773,472	6,773,472
14 諸収入		180,725,041	△ 34,791,055	145,933,986
	1 延滞金、加算金及び過料	592,602	△ 101,897	490,705
	2 県預金利子	8,075	△ 6,784	1,291
	3 公営企業貸付金元利収入	54,838	1,217,748	1,272,586
	4 貸付金元利収入	155,658,963	△ 30,500,759	125,158,204
	5 受託事業収入	6,230,198	△ 1,670,592	4,559,606
	6 収益事業収入	8,322,671	△ 547,108	7,775,563
	8 雑収入	9,857,691	△ 3,181,663	6,676,028
15 県債		122,136,400	39,030,333	161,166,733
	1 県債	122,136,400	39,030,333	161,166,733
歳入合計		1,420,004,857	△ 9,515,503	1,410,489,354

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,641,976 ^{千円}	△ 60,165 ^{千円}	1,581,811 ^{千円}
	1 議会費	1,641,976	△ 60,165	1,581,811
2 総務費		37,135,968	8,064,630	45,200,598
	1 総務管理費	22,118,317	8,567,644	30,685,961
	2 徴税費	12,442,824	△ 965,689	11,477,135
	3 市町村振興費	2,046,875	△ 182,902	1,863,973
	4 選挙費	17,013	△ 439	16,574
	5 人事委員会費	139,635	△ 2,106	137,529
	6 監査委員費	171,304	△ 4,037	167,267
	7 諸費	200,000	652,159	852,159
3 企画開発費		16,568,320	△ 85,498	16,482,822
	1 企画費	11,425,317	739,309	12,164,626
	2 開発費	3,455,072	△ 681,679	2,773,393
	3 統計調査費	1,687,931	△ 143,128	1,544,803
4 生活環境費		10,654,941	△ 1,034,489	9,620,452
	1 生活文化費	2,790,148	46,545	2,836,693
	2 防災費	1,737,323	△ 102,881	1,634,442
	3 環境保全費	5,952,998	△ 841,250	5,111,748
	4 災害救助費	174,472	△ 136,903	37,569
5 保健福祉費		322,473,822	△ 1,134,490	321,339,332
	1 厚生総務費	144,009,235	5,488,112	149,497,347
	2 生活保護費	5,601,563	△ 64,111	5,537,452
	3 児童福祉費	45,193,247	△ 2,771,071	42,422,176

	4 障 害 福 祉 費	27,249,466	△	254,723	26,994,743
	5 保 健 所 費	2,235,461	△	50,072	2,185,389
	6 医 藥 費	31,490,051	△	204,922	31,285,129
	7 環 境 衛 生 費	5,045,557	△	208,067	4,837,490
	8 公 衆 衛 生 費	61,649,242	△	3,069,636	58,579,606
6 勞 働 費		2,752,716	△	386,397	2,366,319
	1 勞 働 政 策 費	736,609	△	46,474	690,135
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,885,913	△	334,001	1,551,912
	3 勞 働 委 員 会 費	130,194	△	5,922	124,272
7 農 林 水 産 業 費		50,401,899	△	4,503,477	45,898,422
	1 農 業 費	18,806,692	△	4,827,819	13,978,873
	2 畜 産 業 費	3,309,386		784,237	4,093,623
	3 林 業 費	5,710,289		210,717	5,921,006
	4 水 産 業 費	5,020,765	△	142,664	4,878,101
	5 農 地 費	17,554,767	△	527,948	17,026,819
8 商 工 費		213,815,751	△	37,745,161	176,070,590
	1 産 業 政 策 費	151,280,052	△	27,960,042	123,320,010
	2 技 術 革 新 費	1,530,295	△	13,730	1,516,565
	3 中 小 企 業 費	35,741,810	△	376,738	35,365,072
	4 観 光 物 産 費	2,770,977	△	616,938	2,154,039
	5 立 地 推 進 費	22,492,617	△	8,777,713	13,714,904
9 土 木 費		120,400,764		36,362,801	156,763,565
	1 土 木 管 理 費	3,080,155	△	154,212	2,925,943
	2 道 路 橋 梁 費	66,689,195		14,703,269	81,392,464
	3 河 川 海 岸 費	24,959,810		21,541,299	46,501,109

	4 港 湾 費	10,013,664	△	603,065	9,410,599
	5 都 市 計 画 費	11,881,364		430,694	12,312,058
	6 住 宅 費	3,776,576		444,816	4,221,392
10 警 察 費		64,158,580	△	1,087,641	63,070,939
	1 警 察 管 理 費	58,141,805	△	825,421	57,316,384
	2 警 察 活 動 費	6,016,775	△	262,220	5,754,555
11 教 育 費		282,734,903	△	6,887,574	275,847,329
	1 教 育 総 務 費	57,346,287	△	2,153,931	55,192,356
	2 小 学 校 費	83,006,047	△	1,174,063	81,831,984
	3 中 学 校 費	46,576,723	△	1,904,676	44,672,047
	4 高 等 学 校 費	65,493,955	△	282,755	65,211,200
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,732,280	△	651,269	24,081,011
	6 社 会 教 育 費	3,723,423	△	305,624	3,417,799
	7 保 健 体 育 費	1,856,188	△	415,256	1,440,932
12 災 害 復 旧 費		813,205	△	569,142	244,063
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	163,523	△	145,885	17,638
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,682	△	423,257	226,425
13 公 債 費		147,237,530	△	2,471,804	144,765,726
	1 公 債 費	147,237,530	△	2,471,804	144,765,726
14 諸 支 出 金		146,214,482		2,022,904	148,237,386
	1 ゴルフ場利用税 交 付 金	1,713,557	△	79,700	1,633,857
	2 利子割交付金	369,341	△	60,765	308,576
	4 地方消費税清算金	72,990,959		2,269,335	75,260,294
	5 地方消費税交付金	63,146,979	△	530,715	62,616,264
	6 配当割交付金	1,603,978	△	123,389	1,480,589

	7	株式等譲渡所得割 交付金	880,054		1,185,434	2,065,488
	8	環境性能割交付金	1,398,177	△	492,137	906,040
	9	法人事業税交付金	3,935,304	△	67,991	3,867,313
	10	公営企業貸付金	176,132	△	77,168	98,964
歳	出	合 計	1,420,004,857	△	9,515,503	1,410,489,354

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
1 議会費	1 議会費	議会庁舎整備費	千円 -	千円 4,882	千円 4,882
2 総務費			-	623,124	623,124
	1 総務管理費		-	422,134	422,134
		県有財産緊急安全対策事業費	-	109,741	109,741
		維持修繕費	-	75,881	75,881
		県庁舎維持管理費	-	33,986	33,986
		県庁舎長寿命化対策推進費	-	71,509	71,509
		職員住宅整備費	-	131,017	131,017
	2 徴税費	税務総合オンラインシステム維持費	-	200,990	200,990
3 企画開発費			360,844	648,714	1,009,558
	1 企画費		300,344	546,226	846,570
		あつまれ茨城テレワーク移住促進事業費	-	41,000	41,000
		行政情報システム整備運営費	-	497,726	497,726
		Society5.0推進事業費	-	7,500	7,500
	2 開発費		60,500	102,488	162,988
		県北ニューツーリズム推進事業費	-	10,000	10,000
		地域鉄道設備等整備促進費	-	4,098	4,098
		湊鉄道線支援事業費	-	12,757	12,757
		つくば霞ヶ浦りんりんロード魅力向上事業費	-	35,355	35,355
		空港関連施設運営費	60,500	40,278	100,778
4 生活環境費			75,000	1,180,966	1,255,966
	1 生活文化費		75,000	230,154	305,154
		県民文化センター施設整備費	-	56,823	56,823

		アクアワールド茨城県大洗水族館 施設整備費	-	173,331	173,331
	2 防災費		-	58,546	58,546
		総合防災センター 管理運営費	-	7,700	7,700
		教育施設整備費	-	28,538	28,538
		航空消防防災業務費	-	18,700	18,700
		県庁舎屋上ヘリポート 維持管理費	-	3,608	3,608
	3 環境保全費		-	892,266	892,266
		二酸化炭素削減拡大プロジェクト 事業費	-	26,594	26,594
		自然公園対策費	-	373,329	373,329
		狩猟者研修センター 整備事業費	-	42,181	42,181
		産業廃棄物処理施設 確保対策費	-	52,162	52,162
		原子力災害対策事業費	-	398,000	398,000
5 保健福祉費			-	13,152,923	13,152,923
	1 厚生総務費		-	10,050,449	10,050,449
		社会福祉協議会育成費	-	22,227	22,227
		生活支援総合対策事業費	-	7,733,052	7,733,052
		老人福祉施設整備費	-	1,097,043	1,097,043
		高齢者福祉施設等個室化 改修支援事業費	-	579,075	579,075
		ロボット介護機器 普及支援事業費	-	18,732	18,732
		老人福祉施設 整備推進事業費	-	600,320	600,320
	2 生活保護費	社会福祉施設等 整備事業費	-	59,668	59,668
	3 児童福祉費		-	404,113	404,113
		子育て家族応援「家族優待制度」 推進事業費	-	1,690	1,690
		放課後子どもプラン 推進事業費	-	500	500
		放課後児童クラブ等感染拡大防止 支援事業費	-	108,944	108,944

		放課後児童クラブ整備費	-	15,277	15,277
		保 育 事 業 対 策 費	-	111,054	111,054
		地域子育て支援事業費	-	420	420
		児童福祉施設等改修費	-	166,228	166,228
	4 障害福祉費		-	607,364	607,364
		障害福祉施設整備事業費	-	605,087	605,087
		あすなろの郷再編整備関連事業費	-	2,277	2,277
	5 保健所費	保健所施設等整備費	-	182,360	182,360
	6 医薬費		-	312,037	312,037
		医療救護対策費	-	35,775	35,775
		大 学 運 営 費	-	149,822	149,822
		医療施設耐震化施設整備費	-	55,389	55,389
		救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策費	-	50,225	50,225
		看護師等養成対策費	-	20,826	20,826
	7 環境衛生費		-	827,084	827,084
		生活基盤施設耐震化等交付金	-	314,993	314,993
		水道ビジョン策定事業費	-	25,091	25,091
		水道事業出資金	-	487,000	487,000
	8 公衆衛生費		-	709,848	709,848
		衛生研究所費	-	147,500	147,500
		防疫事業費	-	562,348	562,348
6 労働費			-	133,934	133,934
	1 労働政策費	いばらき就職支援センター事業費	-	42,778	42,778
	2 職業能力開発費		-	91,156	91,156
		産業技術専門学院施設整備費	-	41,437	41,437

		茨城県職業人材育成センター 運 営 事 業 費	-	49,719	49,719
7 農林水産業費			498,000	14,394,941	14,892,941
	1 農 業 費		-	4,797,430	4,797,430
		いばらきの産地パワーアップ 支 援 事 業 費	-	867,316	867,316
		農産園芸共同利用施設 整 備 事 業 費	-	3,254,609	3,254,609
		農業用プラスチック適正処理 対 策 事 業 費	-	21,901	21,901
		儲かる産地支援事業費	-	2,679	2,679
		農業用ハウス強靱化 緊 急 対 策 事 業 費	-	260,000	260,000
		茨城かんしょトップランナー 産 地 拡 大 事 業 費	-	6,460	6,460
		農業経営対策事業費	-	237,800	237,800
		農地集積加速化支援 事 業 費	-	1,941	1,941
		いばらきオーガニック ステップアップ事業費	-	59,401	59,401
		卸売市場整備事業費	-	60,000	60,000
		第23回全国農業担い手サミット 推 進 事 業 費	-	15,000	15,000
		農業総合センター 施 設 整 備 費	-	10,323	10,323
	2 畜 産 業 費		-	1,272,078	1,272,078
		家畜伝染病予防事業費	-	26,109	26,109
		畜産競争力強化対策 事 業 費	-	1,188,698	1,188,698
		和牛増頭緊急対策 推 進 事 業 費	-	8,318	8,318
		畜産センター費	-	31,573	31,573
		肉用牛研究所費	-	17,380	17,380
	3 林 業 費		-	1,340,986	1,340,986
		自然観察施設管理運営費	-	29,500	29,500
		緑の循環システム 整 備 事 業 費	-	105,328	105,328
		特用林産施設等体制 整 備 事 業 費	-	7,150	7,150

		国補造林事業費	-	150,357	150,357
		県単造林事業費	-	62,290	62,290
		国補林道開設事業費	-	16,518	16,518
		奥久慈グリーンライン 林道整備事業費	-	284,500	284,500
		県単林道改良舗装事業費	-	12,263	12,263
		山地治山事業費	-	266,331	266,331
		県単治山事業費	-	38,700	38,700
		海岸防災林造成事業費	-	368,049	368,049
	4 水産業費		498,000	2,044,714	2,542,714
		栽培漁業センター 施設整備事業費	-	20,805	20,805
		「いばらきの養殖産業」 創出事業費	-	15,000	15,000
		広域漁港整備事業費	-	940,000	940,000
		漁港施設整備事業費	-	60,249	60,249
		広域漁場整備事業費	-	90,880	90,880
		漁場環境保全創造事業費	-	36,630	36,630
		水産基盤ストック マネジメント事業費	78,000	162,000	240,000
		漁港区域海岸侵食老朽化 対策緊急事業費	-	5,000	5,000
		津波防災対策 緊急整備事業費	420,000	589,380	1,009,380
		波崎漁港外港拡張部 開港対策事業費	-	124,770	124,770
	5 農地費		-	4,939,733	4,939,733
		県単土地改良事業費	-	79,520	79,520
		県営ため池等整備事業費	-	103,034	103,034
		団体営ため池等 整備事業費	-	6,072	6,072
		湛水防除事業費	-	108,997	108,997
		地盤沈下対策事業費	-	694,450	694,450

		耕作条件改善事業費	-	112,763	112,763
		一般農道整備事業費	-	30,100	30,100
		高収益畑作モデル 基盤整備事業費	-	33,688	33,688
		県営かんがい排水事業費	-	947,319	947,319
		県営畑地帯総合 整備事業費	-	690,960	690,960
		農村交流基盤整備事業費	-	53,100	53,100
		経営体育成基盤 整備事業費	-	1,984,780	1,984,780
		団体営農業集落 排水事業費	-	20,000	20,000
		県営中山間地域 総合整備事業費	-	60,100	60,100
		国土調査事業費補助	-	14,850	14,850
8 商 工 費			1,636,900	3,673,119	5,310,019
	1 産業政策費		-	2,979,911	2,979,911
		中小企業融資資金貸付金	-	805,711	805,711
		営業時間短縮要請等 関連事業者支援一時金	-	2,174,200	2,174,200
	2 技術革新費	維持運営費	-	1,073	1,073
	4 観光物産費		-	603,500	603,500
		観光施設管理費	-	104,500	104,500
		いばらき観光誘客 推進事業費	-	10,000	10,000
		キャンプ場利用環境レベルアップ 支援事業費	-	60,000	60,000
		県内宿泊促進事業費	-	429,000	429,000
	5 立地推進費		1,636,900	88,635	1,725,535
		都市計画事業土地区画整理事業 特別会計へ繰出	736,900	79,945	816,845
		T X沿線緑地保全事業費	-	8,690	8,690
9 土 木 費			35,848,322	57,232,508	93,080,830
	1 土木管理費	営繕施行事務費	-	10,812	10,812

	2 道路橋梁費		26,170,376	26,074,988	52,245,364
	道路工事調査費		-	206,438	206,438
	地方道路整備費		16,903,301	15,117,227	32,020,528
	県単道路改良費		328,971	109,814	438,785
	県単自転車道整備費		-	200,000	200,000
	移管道路整備費		108,000	50,113	158,113
	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費		-	2,467,102	2,467,102
	震災復興市町村幹線道路整備支援事業費		-	575,018	575,018
	道路台帳調製費		-	7,623	7,623
	道路計画調査費		-	73,171	73,171
	地方道路整備費		3,912,378	6,192,617	10,104,995
	移管道路整備費		39,111	9,196	48,307
	道路直轄事業負担金		-	1,066,669	1,066,669
	3 河川海岸費		5,768,456	23,631,439	29,399,895
	河川改良計画基礎調査費		-	33,415	33,415
	ダム管理費		-	163,479	163,479
	砂防調査費		-	1,750	1,750
	砂防管理費		-	5,223	5,223
	ダム・砂防インフラツーリズム推進事業費		-	11,000	11,000
	国補河川改修事業費		3,176,000	12,235,691	15,411,691
	都市基盤河川改修事業費		-	70,000	70,000
	十王ダム堰堤改良事業費		67,156	326,922	394,078
	災害関連河川改修事業費		22,000	72,000	94,000
河川補修費		-	110,416	110,416	
河川防災費		1,368,558	353,958	1,722,516	

	水辺空間づくり 河川整備事業費	4,242	5,000	9,242
	緊急浸水対策事業費	212,800	518,300	731,100
	通常砂防費	125,200	517,760	642,960
	国補急傾斜地崩壊対策 事業費	87,500	377,772	465,272
	地すべり対策事業費	9,800	15,561	25,361
	砂防施設補修費	72,900	11,104	84,004
	県単砂防費	33,900	34,002	67,902
	海岸防災費	165,400	24,600	190,000
	海岸保全施設整備事業費	245,000	342,911	587,911
	治水直轄事業負担金	-	8,400,575	8,400,575
4	港湾費	2,468,510	1,823,489	4,291,999
	港湾計画調査費	-	67,625	67,625
	国補港湾建設費	452,000	169,880	621,880
	国補統合補助事業費	239,400	237,349	476,749
	津波・高潮対策事業費	1,585,080	1,195,635	2,780,715
	港湾直轄事業負担金	-	153,000	153,000
5	都市計画費	1,421,780	4,706,895	6,128,675
	街路改良費	1,067,580	3,222,794	4,290,374
	県単街路改良費	12,000	74,400	86,400
	街路事業基礎調査費	-	2,710	2,710
	市町村等土地区画整理県道 支援事業費	-	14,201	14,201
	国補公園事業費	322,200	504,272	826,472
	公園施設費	20,000	68,900	88,900
	市町村下水道 整備支援事業費	-	5,200	5,200
	市町村公共下水道 受託事業費	-	803,000	803,000

		下水道事業調査費	-	11,418	11,418
	6 住宅費	公営住宅建設費	19,200	984,885	1,004,085
10 警察費			-	193,443	193,443
	1 警察管理費		-	121,425	121,425
		交番・駐在所等 建設整備費	-	76,545	76,545
		警察署等建設整備費	-	44,880	44,880
	2 警察活動費	ヘリコプター運航管理費	-	72,018	72,018
11 教育費			-	10,315,052	10,315,052
	1 教育総務費		-	1,484,221	1,484,221
		県立学校先端技術活用教育 推進事業費	-	1,086,999	1,086,999
		特別支援教育支援体制 整備事業費	-	397,222	397,222
	4 高等学校費		-	8,164,602	8,164,602
		県立学校教育活動 継続支援事業費	-	280,000	280,000
		スマート専門高校 設備整備費	-	844,641	844,641
		校舎等整備費	-	807,013	807,013
		県立高等学校改革プラン 推進事業費	-	106,946	106,946
		みんなに優しい学校施設づくり 推進事業費	-	2,672,268	2,672,268
		高等学校特別教室・体育館空調 整備事業費	-	3,259,830	3,259,830
		校地等整備費	-	114,308	114,308
		県立高等学校再編整備費	-	19,596	19,596
		県立学校施設長寿命化 推進事業費	-	60,000	60,000
	5 特別支援 学校費		-	415,810	415,810
		校舎等整備費	-	232,350	232,350
		みんなに優しい学校施設づくり 推進事業費	-	183,460	183,460
	6 社会教育費		-	224,433	224,433

		図 書 館 費	-	67,945	67,945
		社会教育施設整備費	-	43,835	43,835
		文化財等整備費補助	-	22,868	22,868
		文化施設整備費	-	89,785	89,785
	7 保健体育費	県営体育施設設備整備費	-	25,986	25,986
12 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	令和元年国補 災害復旧土木費	-	114,617	114,617
合 計			38,419,066	101,668,223	140,087,289

第3表 債務負担行為補正

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新分野進出等支援 融資損失補償	変更前	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	96,000千円
	変更後	同 上	同 上	4,000千円
パワーアップ 融資損失補償	変更前	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	372,000千円
	変更後	同 上	同 上	302,000千円
パワーアップ 融資損失補償	変更前	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和14年度	301,000千円
	変更後	同 上	同 上	1,043,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和6年度	2,154,804千円
	変更後	同 上	自 令和3年度 至 令和5年度	2,309,080千円

新型コロナウイルス感染症対策融資損失補償	変更前	新型コロナウイルス感染症対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	6,272,000千円
	変更後	同 上	同 上	5,152,000千円
新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	変更前	茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和6年度	21,760,000千円
	変更後	同 上	自 令和3年度 至 令和5年度	13,066,667千円
公益社団法人茨城県農林振興公社事業資金借入金損失補償	変更前	公益社団法人全国農地保有合理化協会及び金融機関が公益社団法人茨城県農林振興公社に対し、事業資金を融資し、当該資金に損失を生じたときは、県が補償する旨の契約を当該協会及び当該金融機関と締結する。	昭和46年度以降	400,000千円
	変更後	同 上	同 上	500,000千円
野菜価格安定対策事業費補助	変更前	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和2年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和2年度 至 令和3年度	139,112千円
	変更後	同 上	同 上	222,376千円
国営霞ヶ浦用水(二期)土地改良事業負担金	変更前	土地改良法に基づき、国営霞ヶ浦用水(二期)土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 令和2年度 至 令和3年度	145,817千円
	変更後	同 上	令和3年度	46,929千円

国 営 那 珂 川 沿 岸 土 地 改 良 事 業 負 担 金	変 更 前	土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸 土地改良事業に係る費用の一部を負担す る。	自 令和2年度 至 令和13年度	2,546,812千円
	変 更 後	同 上	自 令和3年度 至 令和14年度	2,661,648千円
茨 城 県 道 路 公 社 事 業 資 金 借 入 金 債 務 保 証	変 更 前	国及び金融機関の茨城県道路公社に対 する事業運営資金及び建設事業資金の融 資について、県がその債務を保証する旨 の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	720,000千円
	変 更 後	同 上	同 上	530,000千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 413,800	千円 98,200	千円 512,000	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	712,800	△ 6,200	706,600			
湛水防除事業	31,800	12,700	44,500			
土地改良事業	2,991,900	289,300	3,281,200			
河川事業	15,929,600	13,779,800	29,709,400			
海岸整備事業	392,400	146,000	538,400			
砂防事業	155,400	172,500	327,900			
急傾斜地崩壊対策事業	223,900	125,000	348,900			
港湾整備事業	1,043,500	1,225,100	2,268,600			
道路橋梁整備事業	23,869,300	7,841,900	31,711,200			
街路事業	3,237,400	△ 914,800	2,322,600			
空港整備事業	2,800	12,900	15,700			
放課後児童クラブ整備事業	365,600	△ 196,300	169,300			
産業技術専門学院整備事業	45,600	△ 25,800	19,800			
栽培漁業センター施設整備事業	22,000	△ 7,600	14,400			
体育施設整備事業	251,200	△ 59,200	192,000			
公営住宅建設事業	721,300	270,900	992,200			
過年補助災害復旧事業	20,700	24,000	44,700			
現年補助災害復旧事業	191,800	△ 191,800	-			
過年直轄災害復旧事業	10,000	1,594,600	1,604,600			
現年直轄災害復旧事業	79,300	△ 73,300	6,000			
単独災害復旧事業	173,300	△ 83,800	89,500			

保護施設整備事業	18,300	△	7,000	11,300			
児童福祉施設整備事業	53,700	△	28,200	25,500			
老人福祉施設整備事業	751,400		88,800	840,200			
障害福祉施設整備事業	432,800	△	204,800	228,000			
県庁舎等整備事業	1,065,600	△	369,500	696,100			
交通安全施設整備事業	787,600	△	86,300	701,300			
警察施設整備事業	1,561,600	△	326,900	1,234,700			
公園事業	558,800		184,400	743,200			
高校整備事業	2,650,300		2,172,500	4,822,800			
文化施設整備事業	526,100	△	159,800	366,300			
社会教育施設整備事業	94,800	△	47,900	46,900			
特別支援学校整備事業	859,600	△	241,900	617,700			
空港周辺整備事業	43,700	△	24,800	18,900			
地域鉄道設備等整備事業	49,600		8,600	58,200			
石綿対策事業	14,900	△	6,800	8,100			
災害救助対策事業	16,400	△	15,900	500			
消防施設整備事業	135,200	△	64,900	70,300			
原種苗センター整備事業	23,600	△	7,400	16,200			
畜産センター施設整備事業	57,200	△	15,900	41,300			
水産試験場施設整備事業	-		4,200	4,200			
地域活性化事業	902,800	△	141,800	761,000			
防災対策事業	549,700	△	60,700	489,000			
合併特例事業	1,432,400		41,900	1,474,300			

地方道路等 整備事業	2,042,300	△ 1,003,300	1,039,000				
緊急防災・減災事業	389,700	92,400	482,100				
上水道事業出資金	1,000,000	441,000	1,441,000				40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	51,200,000	108,000	51,308,000				30年以内 (据置期間を 含む。)
退職手当債	4,000,000	△ 4,000,000	-				
減収補填債	-	15,500,000	15,500,000				
猶予特例債	-	3,200,000	3,200,000				1年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金 貸付金	32,900	△ 31,767	1,133	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)	
合計	122,136,400	39,030,333	161,166,733				

第50号議案

令和2年度 茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県競輪事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,420,853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,137,252千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業収入		12,716,399 ^{千円}	1,420,853 ^{千円}	14,137,252 ^{千円}
	1 競輪事業収入	12,061,440	1,440,718	13,502,158
	2 繰入金	96,449	△ 3,226	93,223
	3 繰越金	558,510	△ 16,639	541,871
歳入合計		12,716,399	1,420,853	14,137,252

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業支出		12,716,399 ^{千円}	1,420,853 ^{千円}	14,137,252 ^{千円}
	1 競輪事業費	12,133,230	1,358,065	13,491,295
	2 積立金	1,313	63,851	65,164
	4 予備費	481,856	△ 1,063	480,793
歳出合計		12,716,399	1,420,853	14,137,252

第51号議案

令和2年度 茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,077,339千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,398,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		181,321,278 ^{千円}	4,077,339 ^{千円}	185,398,617 ^{千円}
	1 財産収入	100,394	△ 23,028	77,366
	2 繰入金	39,318,284	4,100,367	43,418,651
歳入合計		181,321,278	4,077,339	185,398,617

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理支出		181,321,278 ^{千円}	4,077,339 ^{千円}	185,398,617 ^{千円}
	1 公債費	181,321,278	4,077,339	185,398,617
歳出合計		181,321,278	4,077,339	185,398,617

第52号議案

令和2年度 茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ709,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,690,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興 資金収入		981,000 ^{千円}	709,547 ^{千円}	1,690,547 ^{千円}
	1 繰越金	1	708,276	708,277
	2 諸収入	980,999	1,271	982,270
歳入合計		981,000	709,547	1,690,547

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興 資金支出		981,000 ^{千円}	709,547 ^{千円}	1,690,547 ^{千円}
	2 繰出金	180,000	9,570	189,570
	3 予備費	1,000	699,977	700,977
歳出合計		981,000	709,547	1,690,547

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市町村振興 資金支出			265,200 ^{千円}
	1 市町村振興 資金支出	市町村振興資金貸付金	265,200
合 計			265,200

第53号議案

令和2年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算 (第2号)

令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,954,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
神栖総合公園整備事業	21,700 ^{千円}	- ^{千円}	21,700 ^{千円}
県立カシマサッカースタジアム整備事業	1,712,100	243,600	1,955,700
計	1,733,800	243,600	1,977,400

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入		4,211,609 ^{千円}	△ 257,492 ^{千円}	3,954,117 ^{千円}
	1 事業収入	126,846	△ 20,951	105,895
	2 財産収入	543,286	△ 11,926	531,360
	3 繰越金	1,409,056	△ 708,239	700,817
	4 諸収入	395,890	240,000	635,890
	5 県債	1,733,800	243,600	1,977,400
	6 使用料	631	24	655
歳入合計		4,211,609	△ 257,492	3,954,117

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費		4,211,609 ^{千円}	△ 257,492 ^{千円}	3,954,117 ^{千円}
	1 鹿島開発事業費	1,812,429	△ 220,288	1,592,141
	2 公債費	2,389,180	△ 27,204	2,361,976
	3 予備費	10,000	△ 10,000	-
歳出合計		4,211,609	△ 257,492	3,954,117

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費			千円 371,858
	1 鹿島開発 事業費		371,858
		カシマサッカースタジアム管理運営費	240,328
		用地対策費	124,930
		開発財産管理費	6,600
合 計		371,858	

第54号議案

令和2年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ122,426千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,974,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
県立医療大学附属病院 整備事業	102,000 千円	1,600 千円	103,600 千円
計	102,000	1,600	103,600

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立医療大学 附属病院収入		3,097,376 ^{千円}	△ 122,426 ^{千円}	2,974,950 ^{千円}
	1 使用料及び 手数料	1,756,529	△ 256,813	1,499,716
	2 財産収入	5,800	△ 392	5,408
	3 繰入金	1,191,313	66,921	1,258,234
	4 繰越金	27,500	56,516	84,016
	5 諸収入	14,234	△ 1,049	13,185
	6 県債	102,000	1,600	103,600
	7 国庫支出金	-	10,791	10,791
歳入合計		3,097,376	△ 122,426	2,974,950

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立医療大学 附属病院費		3,097,376 ^{千円}	△ 122,426 ^{千円}	2,974,950 ^{千円}
	1 病院運営費	2,588,213	△ 108,087	2,480,126
	2 研究研修費	28,088	△ 14,339	13,749
歳出合計		3,097,376	△ 122,426	2,974,950

第55号議案

令和2年度 茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度茨城県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,173,531千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,721,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康 保険収入		244,548,427 ^{千円}	16,173,531 ^{千円}	260,721,958 ^{千円}
	2 国庫支出金	70,343,637	5,907,712	76,251,349
	3 財産収入	6,239	△ 5,615	624
	4 繰入金	16,786,569	△ 735,208	16,051,361
	5 繰越金	3,739,135	10,730,791	14,469,926
	6 諸収入	79,117,174	275,851	79,393,025
歳入合計		244,548,427	16,173,531	260,721,958

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康 保険費		244,548,427 ^{千円}	16,173,531 ^{千円}	260,721,958 ^{千円}
	1 国民健康保険費	244,542,088	2,626,235	247,168,323
	2 積立金	6,239	△ 5,615	624
	3 予備費	100	13,552,911	13,553,011
歳出合計		244,548,427	16,173,531	260,721,958

第56号議案

令和2年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算 (第1号)

令和2年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子・父子・寡婦 福祉貸付金収入		170,844 ^{千円}	43,514 ^{千円}	214,358 ^{千円}
	1 繰入金	14,182	2,159	16,341
	2 貸付返納金	99,284	△ 2,505	96,779
	3 繰越金	41,123	43,716	84,839
	4 諸収入	221	144	365
歳入合計		170,844	43,514	214,358

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子・父子・寡婦 福祉貸付金支出		170,844 ^{千円}	43,514 ^{千円}	214,358 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦 福祉貸付費	170,839	△ 43,472	127,367
	2 予備費	5	86,986	86,991
歳出合計		170,844	43,514	214,358

第57号議案

令和2年度 茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,864,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,766,127千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業事業 資金収入		32,630,423 ^{千円}	△ 1,864,296 ^{千円}	30,766,127 ^{千円}
	1 繰入金	38,651	△ 13,552	25,099
	2 繰越金	383,455	△ 32,489	350,966
	3 諸収入	32,208,317	△ 1,818,255	30,390,062
歳入合計		32,630,423	△ 1,864,296	30,766,127

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業事業 資金支出		32,630,423 ^{千円}	△ 1,864,296 ^{千円}	30,766,127 ^{千円}
	1 中小企業事業 資金支出	32,621,323	△ 2,137,692	30,483,631
	2 予備費	9,100	273,396	282,496
歳出合計		32,630,423	△ 1,864,296	30,766,127

第58号議案

令和2年度 茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344,282千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ407,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良 資金収入		63,305 ^{千円}	344,282 ^{千円}	407,587 ^{千円}
	1 繰入金	4,527	△ 3,636	891
	2 繰越金	263	324,890	325,153
	3 諸収入	58,515	23,028	81,543
歳入合計		63,305	344,282	407,587

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良 資金支出		63,305 ^{千円}	344,282 ^{千円}	407,587 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	58,764	6	58,770
	2 業務勘定支出	4,533	△ 1,005	3,528
	3 予備費	8	345,281	345,289
歳出合計		63,305	344,282	407,587

第59号議案

令和2年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,959 ^{千円}	56,335 ^{千円}	148,294 ^{千円}
	1 繰入金	959	△ 899	60
	2 繰越金	90,001	56,764	146,765
	3 諸収入	999	470	1,469
歳入合計		91,959	56,335	148,294

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,959 ^{千円}	56,335 ^{千円}	148,294 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	90,000	△ 75,000	15,000
	2 業務勘定支出	959	△ 899	60
	3 予備費	1,000	132,234	133,234
歳出合計		91,959	56,335	148,294

第60号議案

令和2年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善 資金収入		71,446 ^{千円}	249,266 ^{千円}	320,712 ^{千円}
	1 繰入金	1,442	△ 997	445
	2 繰越金	36,155	265,808	301,963
	3 諸収入	33,849	△ 15,545	18,304
歳入合計		71,446	249,266	320,712

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善 資金支出		71,446 ^{千円}	249,266 ^{千円}	320,712 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	70,000	△ 67,841	2,159
	2 業務勘定支出	1,442	△ 997	445
	3 予備費	4	318,104	318,108
歳出合計		71,446	249,266	320,712

第61号議案

令和2年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ564,585千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,054,119千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
港湾整備事業	5,077,500 ^{千円}	△ 708,000 ^{千円}	4,369,500 ^{千円}
計	5,077,500	△ 708,000	4,369,500

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業収入		11,618,704 ^{千円}	△ 564,585 ^{千円}	11,054,119 ^{千円}
	1 使用料	1,624,950	463	1,625,413
	2 財産収入	353,698	109,894	463,592
	3 繰入金	2,077,497	△ 321,779	1,755,718
	4 繰越金	2,000	131,056	133,056
	5 諸収入	2,483,059	223,781	2,706,840
	6 県債	5,077,500	△ 708,000	4,369,500
歳入合計		11,618,704	△ 564,585	11,054,119

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		11,618,704 ^{千円}	△ 564,585 ^{千円}	11,054,119 ^{千円}
	1 港湾総務費	139,737	11,593	151,330
	2 港湾管理費	1,743,582	△ 152,579	1,591,003
	3 港湾振興費	52,721	△ 8,216	44,505
	4 港湾建設費	4,045,200	△ 541,008	3,504,192
	5 公債費	5,635,464	127,625	5,763,089
	6 予備費	2,000	△ 2,000	-
歳出合計		11,618,704	△ 564,585	11,054,119

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費			千円 1,610,636	千円 7,000	千円 1,617,636
	2 港湾管理費	港湾管理費	-	7,000	7,000
合	計		1,610,636	7,000	1,617,636

第62号議案

令和2年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)

令和2年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,065,202千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,975,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
土地区画整理事業	3,937,200 ^{千円}	△ 706,200 ^{千円}	3,231,000 ^{千円}
土地区画整理関連事業	49,208,600	△ 5,428,400	43,780,200
計	53,145,800	△ 6,134,600	47,011,200

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	土地区画整理 事業収入	74,040,727 ^{千円}	△ 9,065,202 ^{千円}	64,975,525 ^{千円}
	1 使用料及び 手数料	25	131	156
	2 国庫支出金	1,078,855	△ 360,857	717,998
	4 財産収入	11,152,404	△ 1,613,540	9,538,864
	5 繰入金	7,372,447	△ 1,140,008	6,232,439
	6 繰越金	208,072	185,120	393,192
	7 諸収入	904,624	△ 1,448	903,176
	8 県債	53,145,800	△ 6,134,600	47,011,200
	歳入合計	74,040,727	△ 9,065,202	64,975,525

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	土地区画整理 事業費	74,040,727 ^{千円}	△ 9,065,202 ^{千円}	64,975,525 ^{千円}
	1 T X 沿線 開発事業費	58,943,304	△ 3,547,979	55,395,325
	2 島名・福田 開発事業費	5,576,027	△ 4,190,372	1,385,655
	3 上河原崎・中西 開発事業費	5,843,076	△ 1,408,525	4,434,551
	4 阿見・吉原 開発事業費	3,678,320	81,674	3,759,994
	歳出合計	74,040,727	△ 9,065,202	64,975,525

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理 事業費			千円 1,610,200	千円 174,291	千円 1,784,491
	2 島名・福田坪 開発事業費		448,400	112,118	560,518
		島名・福田坪 整備事業費	163,100	112,118	275,218
	3 上河原崎・中西 開発事業費		1,161,800	62,173	1,223,973
		上河原崎・中西 整備事業費	483,000	36,771	519,771
		土地区画整理 事業費	678,800	25,402	704,202
	合	計		1,610,200	174,291

第63号議案

令和2年度 茨城県病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度茨城県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中「419人」を「319人」に、「152,935人」を「116,316人」に、「1,010人」を「841人」に、「245,430人」を「204,400人」に、同条第2項第2号中「241人」を「217人」に、「87,965人」を「79,201人」に、「315人」を「299人」に、「76,545人」を「70,233人」に、同条第3項第2号中「109人」を「99人」に、「39,785人」を「36,239人」に、「228人」を「152人」に、「55,404人」を「36,426人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)		(計)
	収	入		
第1款 本庁事業収益	117,939千円	△	6,105千円	111,834千円
第1項 医業外収益	117,939千円	△	6,105千円	111,834千円
第2款 中央病院事業収益	20,300,782千円		45,114千円	20,345,896千円
第1項 医業収益	16,961,482千円	△	2,972,486千円	13,988,996千円
第2項 医業外収益	3,329,300千円		3,017,600千円	6,346,900千円
第3款 ころの医療センター事業収益	4,258,228千円	△	176,814千円	4,081,414千円
第1項 医業収益	3,202,985千円	△	280,961千円	2,922,024千円
第2項 医業外収益	1,054,243千円		104,147千円	1,158,390千円
第4款 こども病院事業収益	1,476,313千円	△	3,287千円	1,473,026千円
第1項 医業収益	36,930千円	△	81千円	36,849千円
第2項 医業外収益	1,438,383千円	△	2,206千円	1,436,177千円
第3項 特別利益	1,000千円	△	1,000千円	-千円
		支	出	
第1款 本庁事業費用	117,939千円	△	651千円	117,288千円
第1項 医業費用	117,929千円	△	643千円	117,286千円
第2項 医業外費用	10千円	△	8千円	2千円
第2款 中央病院事業費用	20,226,663千円		75,932千円	20,302,595千円
第1項 医業費用	20,027,448千円	△	120,919千円	19,906,529千円
第2項 医業外費用	179,215千円		196,851千円	376,066千円
第3款 ころの医療センター事業費用	4,257,043千円	△	160,856千円	4,096,187千円
第1項 医業費用	4,191,895千円	△	158,853千円	4,033,042千円
第2項 医業外費用	58,148千円	△	1,472千円	56,676千円
第3項 特別損失	6,000千円	△	531千円	5,469千円
第4款 こども病院事業費用	1,397,503千円		117,745千円	1,515,248千円

第1項 医業費用	1,326,668千円		122,064千円	1,448,732千円
第2項 医業外費用	68,835千円	△	3,319千円	65,516千円
第3項 特別損失	1,000千円	△	1,000千円	-千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「1,412,945千円」を「1,380,157千円」に、「619,400千円」を「174,507千円」に、「及び当年度分損益勘定留保資金793,545千円」を「、当年度分損益勘定留保資金927,019千円及び減債積立金278,631千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収		入	
第1款 中央病院資本的収入	1,311,654千円		982千円	1,312,636千円
第1項 企業債	619,100千円	△	94,800千円	524,300千円
第4項 他会計補助金	57,805千円		94,782千円	152,587千円
第5項 投資	-千円		1,000千円	1,000千円
第2款 ころの医療センター資本的収入	207,610千円	△	2,142千円	205,468千円
第1項 企業債	63,500千円	△	10,000千円	53,500千円
第3項 他会計補助金	1,323千円		6,560千円	7,883千円
第4項 国庫補助金	-千円		1,298千円	1,298千円
第3款 こども病院資本的収入	587,326千円		2,291千円	589,617千円
第3項 国庫補助金	8,250千円	△	330千円	7,920千円
第4項 他会計補助金	9,122千円		2,621千円	11,743千円
	支		出	
第2款 ころの医療センター資本的支出	361,928千円	△	8,791千円	353,137千円
第1項 建設改良費	75,767千円	△	8,791千円	66,976千円
第3款 こども病院資本的支出	891,114千円	△	22,866千円	868,248千円
第1項 建設改良費	224,640千円	△	22,866千円	201,774千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「619,100千円」を「524,300千円」に、「63,500千円」を「53,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「13,695,074千円」を「13,463,665千円」に、「610千円」を「310千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条第1項中「3,043,477千円」を「3,253,800千円」に、「52,860千円」を「46,759千円」に、「3,096,337千円」を「3,300,559千円」に改める。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第4項 補助金返還金 119,310千円 △ 119,310千円 -千円
(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「978,200千円」を「716,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,076,168千円」を「964,749千円」に改める。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「1,861,500千円」を「1,213,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条第1号中「706,743千円」を「647,062千円」に改める。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第66号議案

令和2年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「41,784千円」を「40,036千円」に改め、「賃貸棟数 2棟」の次に「建設改良費 1,532千円」を加え、同条第2号中「227,157千円」を「53,261千円」に改め、次に次のように加える。

つくばみらい福岡地区土地造成事業

開 発 調 査 700,000㎡

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）		（計）
	収	入			
第1款 格納庫事業収益	43,330千円		△	1,925千円	41,405千円
第1項 営業収益	43,308千円		△	1,911千円	41,397千円
第2項 営業外収益	22千円		△	14千円	8千円
第2款 土地造成事業収益	57,116千円		△	101千円	57,015千円
第2項 営業外収益	155千円		△	101千円	54千円
		支		出	
第1款 格納庫事業費用	39,078千円		△	2,213千円	36,865千円
第1項 営業費用	36,416千円		△	3,694千円	32,722千円
第2項 営業外費用	2,062千円		△	86千円	1,976千円
第3項 特別損失	100千円			1,567千円	1,667千円
第2款 土地造成事業費用	39,092千円		△	14,059千円	25,033千円
第1項 営業費用	37,697千円		△	14,033千円	23,664千円
第2項 営業外費用	195千円		△	26千円	169千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「227,157千円」を「154,793千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）		（補正額）		（計）
	支	出			
第1款 土地造成事業資本的支出	227,157千円		△	73,896千円	153,261千円
第1項 土地造成費	227,157千円		△	73,896千円	153,261千円
第2款 格納庫事業資本的支出	-千円			1,532千円	1,532千円
第1項 建設改良費	-千円			1,532千円	1,532千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第7条第1号中「23,148千円」を「20,033千円」に改める。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第67号議案

令和2年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「45,027,626m³」を「41,960,285m³」に、同条第2号中「123,702m³」を「115,276m³」に、同条第4号中「1,396,885千円」を「1,594,169千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業 収 益	3,553,711千円		△ 137,406千円	3,416,305千円
第1項 営 業 収 益	3,056,025千円		△ 238,827千円	2,817,198千円
第2項 営 業 外 収 益	497,656千円		101,421千円	599,077千円
		支		出
第1款 事業 費 用	3,249,692千円		71,571千円	3,321,263千円
第1項 営 業 費 用	3,141,021千円		114,801千円	3,255,822千円
第2項 営 業 外 費 用	104,550千円		△ 45,695千円	58,855千円
第3項 特 別 損 失	3,121千円		2,465千円	5,586千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,262,822千円」を「1,422,960千円」に、「1,181,707千円」を「844,134千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額81,115千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額94,830千円、減債積立金367,073千円及び建設改良積立金116,923千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資 本 的 収 入	526,084千円		29,657千円	555,741千円
第1項 国 庫 補 助 金	478,500千円		75,000千円	553,500千円
第2項 負 担 金	33,000千円		△ 30,759千円	2,241千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	14,584千円		△ 14,584千円	-千円
		支		出
第1款 資 本 的 支 出	1,788,906千円		189,795千円	1,978,701千円
第1項 建 設 改 良 費	1,396,885千円		197,284千円	1,594,169千円
第2項 資 産 購 入 費	24,947千円		△ 7,489千円	17,458千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条第1号中「195,853千円」を「200,939千円」に改める。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第68号議案

令和2年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「121,331,000㎡」を「127,649,000㎡」に、同条第2号中「332,414㎡」を「349,723㎡」に、同条第4号中「4,316,256千円」を「4,856,009千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 事業収益	17,016,594千円	342,363千円	17,358,957千円
第1項 営業収益	8,086,316千円	378,112千円	8,464,428千円
第2項 営業外収益	8,836,676千円	42,888千円	8,879,564千円
第3項 特別利益	93,602千円	△ 78,637千円	14,965千円
	支 出		
第1款 事業費用	17,016,486千円	△ 48,896千円	16,967,590千円
第1項 営業費用	16,506,625千円	△ 61,295千円	16,445,330千円
第2項 営業外費用	439,945千円	14,001千円	453,946千円
第3項 特別損失	65,916千円	△ 1,602千円	64,314千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「2,140,626千円」を「2,282,184千円」に、「1,551,280千円」を「1,505,435千円」に、「525,773千円」を「552,129千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額63,573千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額85,327千円、減債積立金75,800千円及び基金積立金63,493千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	4,746,260千円	553,985千円	5,300,245千円
第1項 国庫補助金	2,439,414千円	362,041千円	2,801,455千円
第2項 企業債	1,410,600千円	107,000千円	1,517,600千円
第3項 負担金	895,906千円	84,930千円	980,836千円
第5項 関連事業収入	260千円	14千円	274千円
	支 出		
第1款 資本的支出	6,886,886千円	695,543千円	7,582,429千円
第1項 建設改良費	4,316,256千円	539,753千円	4,856,009千円
第2項 資産購入費	20,198千円	△ 1,788千円	18,410千円
第3項 償還金	2,434,352千円	△ 575千円	2,433,777千円

第4項 基金積立金	116,080千円	158,153千円	274,233千円
-----------	-----------	-----------	-----------

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,410,600千円」を「1,517,600千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「513,765千円」を「518,549千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,730,826千円」を「1,729,701千円」に改める。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第69号議案

茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例

茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表茨城県東日本大震災復興基金の項を削り、同表に次のように加える。

茨城県災害ボランティア活動支援基金	災害ボランティア活動（茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（令和2年茨城県条例第59号）第2条第2号に規定する災害ボランティア活動をいう。以下同じ。）を支援するための事業に要する経費に充てるため、次に掲げるものを基金に積み立てる。 1 災害ボランティア活動を支援するための寄付金 2 その他知事が必要と認めた金額	災害ボランティア活動を支援するための事業に要する経費に充てる時。
-------------------	---	----------------------------------

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表茨城県東日本大震災復興基金の項を削る改正規定は、同年3月31日から施行する。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第70号議案

茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため、茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち知事が必要と認めた額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例が効力を失う際に基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第71号議案

茨城県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン及び事前キャンプ地において、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、茨城県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、国から交付を受けたホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例が効力を失う際に基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第72号議案

茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例

茨城県健やか子ども基金条例（平成21年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第73号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

笠間市柏井812番1の一部

土地 39,734.00平方メートル

2 売却予定価格

金 663,557,800円

3 売却処分先

兵庫県三木市末広三丁目11番31号

株式会社藤原産業ホールディングス

代表取締役 藤原 慶三

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第74号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

稲敷郡阿見町よしわら二丁目27番6ほか2筆

土地 103,960.23平方メートル

2 売却予定価格

金 2,599,006,000円

3 売却処分先

東京都江戸川区中央一丁目3番5号

ネグロス電工株式会社

代表取締役 菅谷 三樹生

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第75号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

つくば市上河原崎字東原7番17ほか63筆

土地 36,871.00平方メートル

2 売却予定価格

金 650,310,000円

3 売却処分先

水戸市笠原町600番地62

上河原崎・中西地区住宅事業者向け土地分譲事業共同企業連合体

代表

茨城セキスイハイム株式会社

代表取締役 寺内 勝

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第76号議案

県が行う建設事業に対する市の負担額について

令和2年第3回茨城県議会定例会において、第123号議案として提出し、議決を受けた市が負担する金額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
広域漁港整備事業	ひたちなか市	千円 40,000	千円 -	千円 3,600	千円 -	
	神 栖 市	340,000	940,000	55,000	94,780	
水産基盤ストックマネジメント事業	日 立 市	110,000	40,000	16,500	6,000	
	北 茨 城 市	-	150,000	-	22,500	
	ひたちなか市	140,000	50,000	21,000	7,500	
漁港施設整備事業	日 立 市	7,000	6,769	1,750	1,692	
	北 茨 城 市	29,500	26,967	7,375	6,741	
	ひたちなか市	20,500	22,000	5,125	5,500	
	神 栖 市	22,000	25,000	5,500	6,250	

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第77号議案

国及び県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

令和2年度において国が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

また、令和2年第3回茨城県議会定例会において、第124号議案として提出し、議決を受けた県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
国営土地改良事業	水戸市	269,000	千円	千円	10,310	
	ひたちなか市				5,690	
	常陸大宮市				3,645	
	那珂市				1,625	
	茨城町				7,075	
	大洗町				1,315	
	城里町				2,697	
	東海村				1,272	
事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
県営土地改良事業	水戸市	千円	千円	千円	千円	
		370,350	570,400	35,352	61,319	
	古河市	1,375,150	1,770,331	182,574	205,002	
	石岡市	123,450	218,035	4,176	20,926	
	結城市	380,250	532,675	25,056	39,463	
	龍ヶ崎市	264,105	453,210	6,269	35,388	
	下妻市	313,767	739,666	26,734	64,612	
	常総市	236,175	444,034	7,263	12,445	
	常陸太田市	261,235	428,960	37,548	47,753	
	北茨城市	241,175	433,425	53,250	86,250	
笠間市	311,125	619,180	40,533	75,954		

取手市	268,287	577,197	1,965	4,339	
つくば市	194,350	167,525	15,485	12,985	
ひたちなか市	96,550	90,130	1,458	1,098	
鹿嶋市	147,025	189,925	31,250	37,250	
潮来市	235,800	310,350	22,000	29,000	
守谷市	11,287	6,987	2,079	1,287	
常陸大宮市	286,135	279,177	5,718	5,424	
那珂市	128,800	263,037	1,356	14,553	
筑西市	350,636	399,573	19,015	20,573	
坂東市	377,625	768,257	23,031	53,473	
稲敷市	267,550	284,903	35,100	37,530	
桜川市	304,950	232,104	11,086	7,803	
神栖市	5,869	69,597	546	10,632	
つくばみらい市	461,200	922,237	27,656	53,878	
小美玉市	91,325	119,556	20,000	27,210	
茨城町	225,100	209,095	1,993	2,223	
大洗町	125,145	117,650	2,997	3,339	
城里町	118,050	111,630	1,024	853	
東海村	96,550	90,130	326	246	
美浦村	161,959	188,760	15,163	17,663	
八千代町	177,050	367,632	1,711	5,821	
五霞町	43,000	64,450	1,200	1,800	
境町	594,000	679,012	32,823	44,783	
利根町	247,980	218,260	22,806	25,012	

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第78号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和2年第3回茨城県議会定例会において、第125号議案として提出し、議決を受けた市町村が負担する金額について、次のとおり変更するものとする。

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
河川事業	日立市	103,000 ^{千円}	120,000 ^{千円}	10,300 ^{千円}	12,000 ^{千円}	
	土浦市	60,500	85,500	6,050	8,550	
	常陸太田市	40,000	75,000	4,000	7,500	
	高萩市	42,000	30,000	4,200	3,000	
	ひたちなか市	80,000	50,000	8,000	5,000	
	稲敷市	15,000	40,000	1,500	4,000	
	行方市	152,000	210,000	15,200	21,000	
	鉾田市	70,000	110,000	7,000	11,000	
	小美玉市	32,000	97,000	3,200	9,700	
港湾事業	日立市	450,000	510,000	45,000	53,000	
	ひたちなか市	1,630,000	1,278,948	171,300	110,393	
	東海村	650,000	830,206	19,500	24,906	
下水道事業	水戸市	245,911	274,027	53,851	59,552	
	日立市	124,616	138,864	27,288	30,178	
	土浦市	666,875	877,380	129,381	165,100	
	古河市	42,722	21,745	8,401	5,047	
	石岡市	220,092	289,567	42,700	54,489	
	龍ヶ崎市	183,379	204,637	32,586	35,303	
	下妻市	119,728	114,524	26,548	25,190	
	常総市	84,205	73,561	18,239	15,763	
	常陸太田市	56,057	62,466	12,275	13,576	

牛久市	156,052	174,142	27,730	30,043	
つくば市	593,213	582,638	125,040	117,802	
ひたちなか市	274,524	305,911	60,116	66,482	
潮来市	32,850	27,297	8,212	6,824	
常陸大宮市	30,764	34,282	6,737	7,449	
那珂市	94,535	105,344	20,702	22,894	
筑西市	63,806	66,083	15,056	15,355	
坂東市	29,466	14,948	5,838	3,477	
稲敷市	17,973	18,264	3,609	3,509	
かすみがうら市	154,592	203,389	29,993	38,271	
桜川市	32,958	31,553	9,105	8,510	
行方市	17,380	14,441	4,345	3,610	
小美玉市	241,783	318,104	46,909	59,859	
大洗町	60,549	67,472	13,260	14,664	
城里町	20,509	22,854	4,490	4,967	
東海村	69,144	77,049	15,141	16,745	
阿見町	181,995	239,442	35,309	45,057	
河内町	19,916	20,273	3,991	3,887	
八千代町	57,010	60,574	12,987	13,661	
境町	41,112	21,206	7,836	4,884	
利根町	30,923	34,507	5,495	5,953	

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第79号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

令和2年第1回茨城県議会定例会において、第51号議案として提出し、議決を受けた関係市町村に負担させる金額について、下記のとおり変更するものとする。

	記	
	(変更前)	(変更後)
龍ヶ崎市	385,909千円	437,146千円
牛久市	350,194千円	345,675千円
つくば市	1,208,082千円	1,275,063千円
稲敷市	11,226千円	11,775千円
河内町	11,968千円	12,644千円
利根町	59,381千円	61,071千円
土浦市	908,266千円	908,140千円
石岡市	235,062千円	274,968千円
小美玉市	109,613千円	123,943千円
阿見町	391,553千円	430,179千円
潮来市	249,535千円	260,689千円
行方市	42,042千円	41,756千円
日立市	343,284千円	346,901千円
常陸太田市	116,229千円	117,893千円
ひたちなか市	325,321千円	345,716千円
常陸大宮市	62,619千円	64,108千円
那珂市	246,181千円	245,584千円
大洗町	71,003千円	69,057千円
城里町	35,893千円	41,843千円
東海村	188,084千円	227,894千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	19,147千円	17,900千円
古河市	103,675千円	127,413千円
坂東市	58,630千円	80,080千円
境町	198,198千円	215,787千円
下妻市	198,174千円	183,874千円
常総市	61,941千円	68,679千円
筑西市	225,752千円	180,673千円
八千代町	47,265千円	49,465千円

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第80号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
茨城県立医療大学 付属病院使用料	平成12年度	2,815,120円	静岡県三島市谷田 (小山)50番地の1 グランドソレー ユ304 富山 多美子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立医療大学 付属病院使用料	平成20年度	770,060円	かすみがうら市下 稲吉2279番地1 いっしん館 加藤 マツ子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立医療大学 付属病院使用料	平成27年度	704,730円	常総市新石下1193 番地78 廣瀬 ツギ子	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第81号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	平成11年度	1,062,432円 及びこれに係 る違約金	土浦市都和二丁目 1番14-405号 県 営都和アパート 富永 雪子	回収不能のため、権利を放棄するもの
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	平成14年度	1,100,000円 及びこれに係 る違約金	神奈川県座間市ひ ばりが丘4丁目8 番1-215号 吉山 時江	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第82号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
中小企業設備 近代化資金貸付金 違 約 金	昭和34年度及び 昭 和 35 年 度	1,687,559円	日立市十王町友部 1866番地 十王炭鉱株式会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違 約 金	昭 和 36 年 度	1,496,086円	日立市弁天町二丁目 1915番地 長山 清	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違 約 金	昭 和 40 年 度	647,338円	東茨城郡茨城町大字 上雨ヶ谷933番地 有浦 俊行	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭 和 40 年 度	1,245,448円 及びこれに係る 遅延損害金	日立市河原子町 444番地の8 有限会社東京化学	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭 和 45 年 度	39,000円 及びこれに係る 遅延損害金	土浦市中村西根 1972番地の2 フェリー産業有限 会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭 和 46 年 度	2,640,000円 及びこれに係る 遅延損害金	北海道札幌市白石 区北郷五条六丁目 1 番22号 日本ドロマイト興 業有限会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違 約 金	昭 和 46 年 度	1,260,573円	ひたちなか市牛久 保二丁目1 番 8 号 ミナト精機株式会 社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭 和 46 年 度	3,375,000円 及びこれに係る 遅延損害金	那珂郡東海村村松 99番地 株式会社松本興業	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭 和 47 年 度	483,000円 及びこれに係る 遅延損害金	古河市錦町 4 番15 号 有限会社田村製作 所	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違 約 金	昭 和 48 年 度	686,232円	東茨城郡茨城町小 幡 8 番地の15 有限会社萩谷製作 所	回収不能のため、権利を放棄するもの

中小企業設備 近代化資金貸付金	昭和50年度	3,075,000円 及びこれに係 る遅延損害金	神栖市柳川1600番 地 高石興業株式会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	昭和52年度	814,780円	常陸太田市大中町 1477番地 日進土建株式会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭和52年度及び 昭和54年度	16,296,000円 及びこれに係 る遅延損害金	東京都北区王子二 丁目18番11号 株式会社生爪コン ドル	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	昭和54年度	1,150,184円	笠間市大田町305 番地 茨城モールド工業 有限公司	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	昭和55年度	5,684,843円	桜川市岩瀬179番地 山二産業株式会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	昭和57年度	1,804,418円	桜川市友部724番地 株式会社伊藤組土 建	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭和57年度	3,420,907円 及びこれに係 る遅延損害金	ひたちなか市稲田 1166番地 有限公司黒澤食品	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	昭和57年度	1,933,000円	桜川市西小埜479 番地の1 大関石材工業株式 会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭和58年度	908,775円 及びこれに係 る遅延損害金	土浦市東真鍋町19 番11号 山澤建設株式会社	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	昭和59年度	6,918,893円	常陸太田市大中町 1780番地 須藤 健志	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金	昭和59年度	3,689,000円 及びこれに係 る遅延損害金	東京都八王子市西 寺方町985番地7 阿部 光佑	回収不能のため、権利を放棄するもの
中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	平成2年度	1,339,394円	東京都板橋区板橋 四丁目38番4-201 号 日東石材工業株式 会社	回収不能のため、権利を放棄するもの

中小企業設備 近代化資金貸付金 違約金	平成2年度	2,888,512円	筑西市田宿65番地 2 藤沼アパート 5号 横尾 宣彦	回収不能のため、権利を放棄するもの
---------------------------	-------	------------	--------------------------------------	-------------------

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第83号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
農 業 改 良 資 金 貸 付 金 違 約 金	平 成 7 年 度	9,743,504円	鹿嶋市大字角折 2264番地7 中村 昭男	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第84号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
林業・木材産業 改善資金貸付金	平成4年度	2,100,000円 及びこれに係 る違約金	水戸市下入野町 1961番地の4 有限会社茨城きの こ産業	回収不能のため、権利を放棄するもの
林業・木材産業 改善資金貸付金 違 約 金	平成18年度	1,400,288円	高萩市高戸705番 地の1 有限会社鈴木林業	回収不能のため、権利を放棄するもの
林業・木材産業 改善資金貸付金 違 約 金	平成20年度	1,298,210円	行方市長野江337 番地 高柳 克郎	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第85号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
県営住宅弁償金	昭和62年度及び 昭和63年度	1,070,694円	ひたちなか市稲田 981番地1 稲田 アパート5-302 金沢 俊弥	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成4年度、 平成5年度、 平成6年度、 平成7年度、 平成8年度、 平成9年度及び 平成10年度	899,725円	神栖市波崎9572番 地87 根本 勝義	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成7年度、 平成9年度、 平成10年度、 平成11年度、 平成12年度及び 平成13年度	1,670,100円	水戸市白梅4丁目 2番11号 蜂屋 愛子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成14年度	1,173,284円	水戸市白梅4丁目 2番11号 蜂屋 愛子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成9年度、 平成10年度、 平成11年度、 平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	1,666,700円	守谷市松前台五丁 目5番地1 ウイ ンズC103 瓜田 憲幸	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成15年度	579,240円	守谷市松前台五丁 目5番地1 ウイ ンズC103 瓜田 憲幸	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成10年度	690,480円	古河市中田新田34 番7 古河アパー ト7-106 田中 勝	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成10年度、 平成11年度及び 平成12年度	1,179,197円	群馬県高崎市新町 2436番地4 澤畑 昭	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅弁償金	平成13年度	738,096円	群馬県高崎市新町 2436番地4 澤畑 昭	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成11年度、 平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	726,100円	龍ヶ崎市久保台3 丁目1番地2 グ ランドステージ久 保台C-102 金 相権	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成16年度	864,825円	龍ヶ崎市久保台3 丁目1番地2 グ ランドステージ久 保台C-102 金 相権	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成11年度及び 平成12年度	872,042円	水戸市平須町1827 番地55 市営六番 池4-2-3 銚 田様方 島田 きよの	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成14年度	1,435,510円	水戸市平須町1827 番地55 市営六番 池4-2-3 銚 田様方 島田 きよの	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成11年度、 平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	1,384,100円	水戸市見川3丁目 935番地の4 レ オパレスエクレー ル205号 近藤 勇二	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅弁償金	平成14年度	580,387円	水戸市見川3丁目 935番地の4 レ オパレスエクレー ル205号 近藤 勇二	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成12年度、 平成13年度、 平成14年度及び 平成15年度	924,800円	土浦市荒川沖20番 5 染谷 和枝	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成12年度、 平成13年度及び 平成14年度	1,315,200円	水戸市鯉淵町5968 番地5 岡崎 康三	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成13年度、 平成14年度、 平成15年度及び 平成16年度	525,500円	水戸市若宮1丁目 8番 33棟403号 県営若宮アパート 工藤 和夫	回収不能のため、権利を放棄するもの

県営住宅使用料等	平成14年度、 平成15年度、 平成16年度及び 平成17年度	960,193円	水戸市千波町1498 番地6 中道南荘 A棟103号 ト部 幸雄	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成15年度、 平成16年度、 平成17年度、 平成18年度及び 平成19年度	634,445円	石岡市井関1139番 地 木間塚宗一様 方 木間塚 マリベス	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成18年度、 平成19年度、 平成20年度及び 平成21年度	943,120円	水戸市元吉田町 2570番地の1 KYハウス102号 須能友記子様方 平野 浩一	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成18年度、 平成19年度、 平成20年度及び 平成21年度	853,033円	水戸市見川町2563 番地584 スカイ コートワン201号 矢板 純	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成18年度及び 平成19年度	617,287円	土浦市中高津2丁 目15番9 村山住 宅7 吉沼俊佑様 方 吉沼 正夫	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成19年度、 平成20年度、 平成21年度及び 平成22年度	541,600円	長野県長野市岩 石町269番地 シ ティハイツマツダ 110号室 江川雄 史様方 江川 伊美子	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料等	平成19年度、 平成20年度及び 平成21年度	1,125,800円	ひたちなか市高場 577番地11 スカ イコート105号 高津戸昌晃様方 高津戸 泉	回収不能のため、権利を放棄するもの
県営住宅使用料	平成23年度、 平成24年度、 平成25年度及び 平成26年度	736,400円	結城市結城13776 番地 サンシャイ ン結城103 西口 ヴィルマル	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第86号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平成11年度及び 平成12年度	2,304,335円	水戸市内原町1463 番地25 佐川 利秋	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料 等	平成11年度	510,660円	笠間市下市毛1319 番地9 下市毛団 地D-201 山口 利雄	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料	平成28年度及び 平成29年度	1,251,150円	笠間市下郷6004番 地1 サービス付 き高齢者向け住宅 いわまの郷 佐藤 文子	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料	平成28年度	846,000円	東茨城郡城里町大 字下赤沢570番地 飯村 道行	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立中央病院 の 診 療 料	平成28年度	787,957円	広島県三次市三和 町羽出庭429番地2 トラン ティハン	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立こころの 医療センター の 診 療 料	平成14年度	650,560円	鹿嶋市平井290番 地73 ロータス3 中村 愛美	回収不能のため、権利を放棄するもの
茨城県立こども 病院の診療料	平成11年度及び 平成25年度	1,793,555円	ひたちなか市北神 敷台20番地5 (ア メニティ神敷台103 号) 藤田 勝典	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記3件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和3年3月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

別記 1

損害賠償の額の決定について

国道354号で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 損害賠償の額 金 607,838円
- 2 損害賠償の相手方
個人
- 3 事故発生の日時及び場所
令和2年10月10日（土）午後7時頃
古河市下辺見1955番地地先国道上
- 4 事故の概要

国道354号を普通乗用自動車で行中、道路上の穴に落輪し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年1月26日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

損害賠償の額の決定について

県道若境線で発生した車両破損等事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 500,009円

2 損害賠償の相手方

(1) 筑西市藤ヶ谷2048番地の1

有限会社共成輸送

代表取締役 内田 秀次

(2) 個人

3 事故発生の日時及び場所

令和2年1月23日（木）午前8時30分頃

猿島郡境町大字山崎584番地1敷地内及び同地先県道上

4 事故の概要

県道若境線を普通貨物自動車で行中、道路側溝のグレーチング蓋を跳ね上げ、普通貨物自動車を破損するとともに、普通貨物自動車から飛散した軽油により、上記敷地内に駐車していた普通乗用自動車を汚損した。

(注) 上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年1月29日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 3

損害賠償の額の決定について

市町村立中学校事務職員の懲戒免職処分取消に伴う未払給与の支払の遅延について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 625,576円

2 損害賠償の相手方

ひたちなか市大字武田799番地40

西 秋 裕 二

3 事件の概要

平成30年7月25日付けの懲戒免職処分の取消に伴い支払われた未払給与について、支払が遅延したことによる損害を与えた。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年2月8日

茨城県知事 大井川 和 彦